

～危険ドラッグ対策～

1 危険ドラッグとは

危険ドラッグとは、液体、粉末、葉片等様々な形状のものが、お香、アロマ、ハーブ等と偽って、店舗やインターネット上で販売されていますが、覚醒剤や大麻等と類似した成分が含まれており、人体にとって有害なものです。

これらの危険ドラッグを利用すると、おう吐、けいれん、錯乱等の症状を引き起こすおそれがあり、一度の使用で死んでしまうこともあります。また、覚醒剤等の薬物と同様に、脳を刺激して興奮させたり、抑制したりする作用、幻覚・幻聴を起こす作用がありますので、「一度だけ」のつもりでも、繰り返し使用するようになり、さらに、使用を繰り返していくうちに使用量や回数が増えて、やめられなくなる危険なものです。



液体



粉末



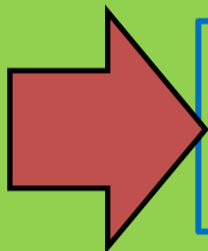
葉片

2 危険ドラッグ撲滅にむけた対策

◎ 法律の改正と取り締まりの強化

「危険ドラッグを取り締まる薬事法では、1,300種類以上の危険な薬物(以下「指定薬物」といいます。)について、これまで「製造」、「輸入」、「販売」、「授与」することを禁止していましたが、「危険ドラッグ」の使用者が二次的な犯罪や健康被害を起こす事例が多発したことから、薬事法が改正され、平成26年4月1日から、指定薬物について、「所持」、「購入・譲受け」、「使用」することが禁止され、処罰されることとなりました。

指定薬物を
製造・輸入・販売・授与
所持・購入・譲受・使用
すること



3年以下の懲役・
300万円以下の罰金
又はこれを併科

その後、平成26年11月25日、薬事法は、「医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律」に改められましたが、指定薬物に関する禁止行為については変更されていません。

麻布警察署においては、指定薬物の所持等が禁止された以降、積極的に取締りを実施しており、これまで指定薬物を所持した事件を2件、使用した事件を1件、検挙しました。また、麻布警察署管内に危険ドラッグ販売店として把握していた店舗が、昨年まで1店舗ありましたが、現在は閉店となり、麻布警察署管内には危険ドラッグ店舗はありません。

◎ 危険ドラッグ撲滅キャンペーン等の実施

● 撲滅キャンペーン

平成27年3月15日(日)、港区において、「危険ドラッグ撲滅キャンペーン」が開催され、応援団長として俳優の柳沢慎吾さんを招き、組織犯罪対策部長、第一方面本部長、港区内の6警察署の署長も出席して危険ドラッグの撲滅を訴えました。

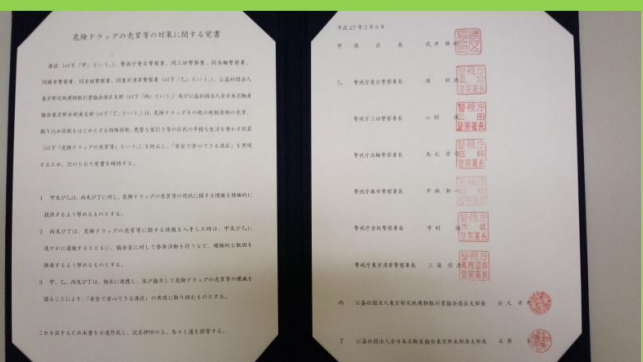


● 覚書の締結

平成27年2月9日、港区と港区内の6警察署、東京都宅地建物取引業協会港区支部、全日本不動産協会東京都本部港支部は、危険ドラッグ等の売買等区民の平穏な生活を脅かす犯罪を防止し、「安全で安心できる港区」を実現することを目的とした「危険ドラッグの売買等の対策に関する覚書」の締結式を行いました。

覚書の概要は下記のとおりとなります。

- 1 区及び区内警察署から不動産事業者団体への情報提供
- 2 不動産事業者団体による情報の迅速な通報及び啓発活動等の積極的な取組の推進
- 3 「安全で安心できる港区」を実現するための相互の連携・協力体制の確認



今後も積極的に取締りを行ってまいりますので、危険ドラッグに関する情報等がございましたら、下記までご連絡ください。

麻布警察署 組織犯罪対策課 銃器薬物対策係
03-3479-0110(内線 4012)